

指定用語「アクリル系」から「モダクリル」への改正が告示されました

2020年11月20日にJIS L 0204-2（繊維用語（原料部門）－第2部：化学繊維）が改正されたことから、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に定められた繊維製品品質表示規程の第六条（指定用語）が改正されます。

改正内容

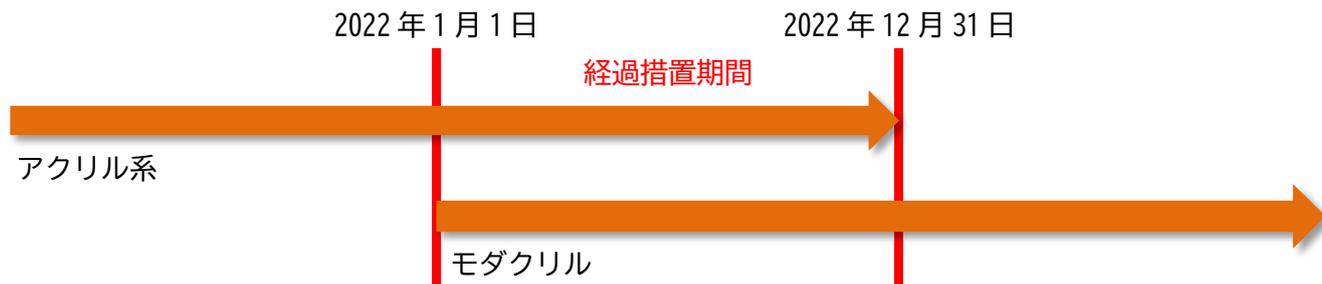
指定用語の「アクリル系」が「モダクリル」に改正されます。施行後の経過措置期終了以降は、組成表示に「モダクリル」と表示する必要があります。

告示：2021年12月20日（令和3年12月20日）

施行日：2022年1月1日（令和4年1月1日）

経過措置期間：2022年1月1日～2022年12月31日

施行及び経過措置の流れ



経過措置期間の考え方

- 2022年12月31日以前に「アクリル系」の表示を付けて出荷した製品については、2023年1月1日以降も表示を「モダクリル」に変更する必要はありません。
- 2023年1月1日以降に「アクリル系」の表示を付けた製品を出荷できません。
- 2022年1月1日以降販売される製品においては、「モダクリル」表示を推奨します。

【参考】

モダクリル繊維は、アクリルニトリルの質量割合が85%未満のもので、フェイクファー、じゅうたん、難燃素材などに使用されています。

お問い合わせ

業務部 03-3241-2545

または、お近くの事業所・検査所にお問い合わせください。